名古屋芸術大学学則

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　学年、学期及び休業日（第６条―第８条）
第３章　教育課程（第９条―第12条）
第４章　履修方法、単位計算及び単位修得の認定（第13条―第21条）
第５章　卒業及び学位（第22条―第24条）
第６章　入学、転学部、転科、転コース、進級、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、編入学（第25条―第39条）
第７章　入学金、授業料及びその他の納付金（第40条―第44条）
第８章　職員組織（第45条―第48条）
第９章　学長室会議、全学運営会議及び教授会（第49条）
第10章　附属図書館（第50条）
第11章　委託生、単位互換履修生（特別聴講学生）、科目等履修生及び外国人留学生（第51条―第54条）
第12章　研究生（第55条）
第13章　厚生保健施設（第56条―第58条）
第14章　表彰及び懲戒（第59条―第61条）
第15章　補則（第62条―第63条）
附則

第１章　総則

（名称）
第１条　本学は、名古屋芸術大学（以下「本学」という。）と称する。

（目的）
第２条　本学は、教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年３月 31 日法律第 26 号。以下「法」という。）の趣旨に則り、芸術に関する専門の学術技芸及び人間発達に関する専門的知識を教授研究し、並びに広範

な展望の下、歴史及び社会に位置づけるべき総合的教養を授け、もってわが国の芸術文化及び人間発達の創造発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする。
２　本学に置く学部及び学科の目的は、別表０に定めるところによるものとする。

（自己点検及び自己評価）
第２条の２　本学は、前条第１項の教育研究水準の向上を図り、その目的及び使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
２　前項の自己点検等に関する事項は、別に定める。

（学部及び学科）
第３条　本学に、芸術学部及び教育学部を置く。
２　芸術学部に芸術学科を、教育学部に子ども学科を置く。

（留学生別科）
第３条の２　本学に、留学生別科を置く。
２　留学生別科については、第４条、第９条、第９条の２、第 12 条から第 16 条、第 20 条、第 20 条の２、第 21 条第２項、第５章各条、第 27 条から第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条第５項、第 36 条、並びに第 38 条から第 44 条までの各条の規定を除き、この学則の条項を適用する。
３　留学生別科に関して、この条及び第５条並びに別表第２の４を除くほか、この学則（第２項の規定により適用されないものを除く。）と異なる規程がある場合は、当該規程を適用するものとする。
４　留学生別科に関し必要な事項は、規程で定めることができる。

（修業年限）
第４条　本学の修業年限は、４年とする。ただし、在学期間は、原則として通算して８年を超えることができない。
２　前項の規定にかかわらず、学長は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（定員）

第５条　各学部、学科及び留学生別科の学生の入学、編入学及び収容の定員は、次の表に定めるところによる。

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
学　　部	学　　科	入学定員	編入学定員	収容定員
芸　術　学　部	芸　術　学　科	485 名	35 名	2,010名
教　育　学　部	子　ど　も　学　科	100 名	10 名	420名
合　　計		585 名	45 名	2,430名
留学生別科	１　年　課　程	20 名		20名
	２　年　課　程	20 名		40名
合　　計		40 名		60名

第２章　学年、学期及び休業日

（学年の始期及び終期）

第６条　学年は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期及び授業期間）

第７条　学年を前期及び後期の２学期に分ける。

２　各学期の期間は、次の各号に掲げる学期の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　前期　４月１日から９月 15 日まで

(2)　後期　９月 16 日から翌年３月 31 日まで

３　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

（休業日）

第８条　休業日及び休業期間は次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年７月 20 日法律第 178 号）に規定する休日

(3)　開学記念日　　（５月１日）
(4)　学院創立記念日　（11 月 22 日）
(5)　春季休業
(6)　夏季休業
(7)　冬季休業

２　前項第５号から第７号までに掲げる休業の期間は、学長が別に定める。
３　学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行うことができる。

第３章　教育課程

（教育課程の授業科目）

第９条　教育課程の授業科目は、全学総合共通科目及び専門科目とする。
２　全学総合共通科目は、一般科目群及び横断科目群に分ける。
３　専門科目を専門共通、領域共通及び領域展開の科目区分に分ける。

第９条の２　横断科目群を次に掲げる科目に分ける。
(1)　音楽領域科目
(2)　舞台芸術領域科目
(3)　美術領域科目
(4)　デザイン領域科目
(5)　芸術教養領域科目
(6)　子ども教育科目
(7)　PBL 科目

（教育課程の編成方法）

第 10 条　教育課程は、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
２　各授業科目の科目の区分、名称、単位数、必修科目又は選択科目の別は、別表１・２に定めるところによる。
３　第１項において編成した授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所（外国を含む）

で履修させることができる。

第 11 条　（削除）

（教育職員免許状及び保育士資格）

第 12 条　芸術学部の学生が教育職員免許法（昭和 24 年５月 31 日法律第 147 号。以下「免許法」という。）に定める教育職員免許状（以下「免許状」という。）の授与に係る所要資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる教育職員免許法施行規則（昭和 29 年 10 月 27 日文部省令第 26 号。以下「免許法施行規則」という。）に定める科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　教育の基礎的理解に関する科目等　別表３－１－１に定める単位

(2)　免許教科「音楽」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目　別表３－２－６に定める単位

(3)　免許教科「美術」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目　別表３－２－７に定める単位

(4)　免許教科「工芸」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目　別表３－２－８に定める単位

(5)　教育職員免許法施行規則第 66 条の６に定める科目　別表３－３に定める単位

２　教育学部の学生が免許法に定める免許状の授与に係る所要資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる免許法施行規則に定める科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　教育の基礎的理解に関する科目等　別表３－１－２（小学校免許）及び別表３－１－３（幼稚園免許）に定める単位

(2)　小学校免許の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目　別表３－２－４に定める単位

(3)　幼稚園免許の領域及び保育内容の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目　別表３－２－５に定める単位

(4)　免許法施行規則第 66 条の６に規定する科目　別表３－３の表に定める単位

３　教育学部の学生が児童福祉法施行規則（昭和 23 年３月 31 日厚生省令第 11 号）に定める保育士資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　必修科目　別表３－４－１の表に定める単位

(2)　選択科目　別表３－４－２の表に定める単位

(3)　独自科目　別表３－４－３の表に定める単位

４　本学の学部において免許状の授与の所要資格を得ることができる免許状の種類及び免許状に係る免許教科の種類は、次の表に定めるところによる。

第１欄	第２欄	第３欄
学　　部	教育職員免許状の種類	教育職員免許状に係る教科の種類
芸　術　学　部	中学校教諭一種免許状	音楽及び美術
	高等学校教諭一種免許状	音楽、美術及び工芸
教　育　学　部	小学校教諭一種免許状	
	幼稚園教諭一種免許状	

第４章　履修、単位計算及び単位修得の認定

（修得単位数）

第 13 条　学生が、第４条に定める修業年限内に修得すべき授業科目区分ごとの最低単位数及びその総計は、芸術学部の学生にあってはニの表、教育学部の学生にあっては、ホの表に定めるところによる。

二

（第 13 条関係）芸術学部の卒業要件単位数

<table>
<tr><td colspan="3">授業科目区分</td><td>必要単位数</td></tr>
<tr><td rowspan="8">全学総合共通科目</td><td colspan="2">一般科目群</td><td>16 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="7">横断科目群</td><td>音楽領域科目</td><td rowspan="7">８単位</td></tr>
<tr><td>舞台芸術領域科目</td></tr>
<tr><td>美術領域科目</td></tr>
<tr><td>デザイン領域科目</td></tr>
<tr><td>芸術教養領域科目</td></tr>
<tr><td>子ども教育科目</td></tr>
<tr><td>PBL 科目</td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門科目</td><td colspan="2">専門共通</td><td rowspan="3">80 単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">領域共通</td></tr>
<tr><td colspan="2">領域展開</td></tr>
<tr><td colspan="3">自由選択科目</td><td>20 単位</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
１　専門科目の内、20 単位を上限として、他学部、領域で開設する開放ユニットを履修することができる。
２　全学総合共通科目、専門科目の卒業要件単位数を超えて修得した単位については、合計 20 単位を上限として、卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。
３　名古屋芸術大学寄附講座受入規程により受け入れ、教育課程に位置づけた科目については、合計４単位を上限として卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。</td></tr>
<tr><td colspan="4">卒業要件単位　124 単位</td></tr>
</table>

（第 13 条関係）教育学部の卒業要件単位数

<table>
<tr><td colspan="3">授業科目区分</td><td>必要単位数</td></tr>
<tr><td rowspan="8">全学総合共通科目</td><td colspan="2">一般科目群</td><td>16 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="7">横断科目群</td><td>音楽領域科目</td><td rowspan="7">８単位</td></tr>
<tr><td>舞台芸術領域科目</td></tr>
<tr><td>美術領域科目</td></tr>
<tr><td>デザイン領域科目</td></tr>
<tr><td>芸術教養領域科目</td></tr>
<tr><td>子ども教育科目</td></tr>
<tr><td>PBL 科目</td></tr>
<tr><td colspan="3">専門科目</td><td>80 単位</td></tr>
<tr><td colspan="3">自由選択科目</td><td>20 単位</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
１　横断科目群の項に掲げる科目については、子ども教育科目以外の科目に属する授業科目の単位を６単位以上修得することを必要とする。
２　全学総合共通科目、専門科目の卒業要件単位数を超えて修得した単位については、合計 20 単位を上限として、卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。
３　名古屋芸術大学寄附講座受入規程により受け入れ、教育課程に位置づけた科目については、合計４単位を上限として卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。</td></tr>
<tr><td colspan="4">卒業要件単位　124 単位</td></tr>
</table>

２　前項に定める卒業要件単位のうち、第 10 条第３項により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

（委任規程）

第 14 条　全学総合共通科目及び専門科目その他本学の教育課程（教職課程を含む。）の履修に関する事項は、別に定める。

（教育職員免許状取得に関する単位）

第 15 条　第 12 条第４項に規定する免許状を得ようとする者は、第 13 条に定める修得単位数のほか、免許法及び免許法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（その他の資格等に関する単位）

第 16 条　学芸員の資格を得ようとする者は、第 13 条に規定する単位のほか、博物館法（昭和 26 年 12 月１日法律第 285 号）及び博物館法施行規則（昭和 30 年 10 月４日文部省令第 24 号）に定めるところにより、別表４－１に定める科目及び単位を修得しなければならない。

２　社会福祉主事の資格を得ようとする者は、社会福祉法（昭和 26 年３月 29 日法律第 45 号）第 19 条第１項第１号の規定により、別表４－２に定める科目のうち少なくとも３科目について、同表に定める単位を修得しなければならない。

３　児童指導員の資格を得ようとする者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 43 条各号のいずれかに該当する者でなければならない。

４　二級建築士及び木造建築士の受験資格の実務経験を短縮しようとする者は、建築士法（昭和 25 年５月 24 日法律第 202 号）第 15 条の規定により、別表４－３に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（履修方法に関する規程外事項）

第 17 条　前３条に定めるもののほか、履修の方法に関する事項は、別に規程で定める。

（履修科目の届出）

第 18 条　学生は、毎学期の初めに、履修する授業科目（以下「履修科目」という。）を選択し、及び学長に対し、これを届け出て、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定は、学生が履修科目を変更する場合について準用する。

（単位の計算）

第 19 条　単位は、１単位の履修時間を次の基準により計算する。

(1)　講義及び演習については、毎週１時間 15 週の講義、演習をもって１単位とする。

(2)　実習及び実技については、毎週２時間 15 週の実習、実技をもって１単位とする。ただし、卒業制作を除く。

(3)　個人実技については、150 分の実技時間をもって１単位とする。ただし、卒業演奏を除く。

（単位の授与等）

第 20 条　単位の授与は、成績に基づいて、担当教員の評価及び教授会の意見を聴いて学長が行う。

２　本学は、一の授業科目を履修した学生に対して原則として試験を行うものとし、当該試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

３　試験は、原則として、毎学期末又は毎学年末に行う。

４　成績の判定は、試験のほか、必要に応じて行う臨時試験並びに論文、レポート及び、作品に基づいて行うものとする。

５　学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の学校等を含む。以下「大学等」という。）を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した学生が大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目を履修したことにより修得したものとみなすことができる。

６　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学への入学後に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、前項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

７　卒業試験に関する事項は、別に定める。

８　卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与する。

（他学部開講科目の履修）

第 20 条の２　学生は、その所属に係る学部（以下「所属学部」という。）以外の学部（以下「他学部」という。）の授業を履修することができる。

２　他学部開講科目の履修については別に定める。

（学業成績判定）

第 21 条　学業成績判定の評価は、秀、優、良、可又は不可とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

２　卒業論文の評価については、合格又は不合格とする。

第５章　卒業及び学位

（学位記）

第 22 条　本学に通算して４年以上在学し、第 13 条に定める授業科目を履修し、及び試験に合格して所定の単位を修得した者に、学位記を授与する。

（卒業の認定）

第 23 条　卒業の認定は、学長が行う。

２　学長は、前項の認定について決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

３　第１項の認定は、学年の終りに行う。ただし、単位未修得のために卒業の認定を受けることができなかった者に関する事項は、別に定める。

（学位の授与）

第 24 条　本学は、芸術学部を卒業した者に対し、学位規則（昭和 28 年４月１日文部省令第９号。以下本条において「学位規則」という。）に定める学士（芸術）の学位を授与する。

２　本学は、教育学部を卒業した者に対し、学位規則に定める学士（教育学）の学位を授与する。

３　学位の授与は、学長が決定する。

４　学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

第６章　入学、転学部、転科、転コース、進級、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学及び編入学

（入学の時期）

第 25 条　入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、第 26 条第１項第３号、第６号及び第９号に該当する者については、教育上支障がないときは、後期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第 26 条　本学に入学することができる者は、法第 90 条及び学校教育法施行規則（昭和 22 年５月 23 日文部省令第 11 号）第 150 条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3)　外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年１月 31 日文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8)　法第 90 条第２項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9)　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（出願手続）

第 27 条　入学志願者は、出願の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出し、及び入学検定料を納付しなければならない。

(1)　入学志願票

(2)　卒業証明書又は卒業見込証明書

(3)　出身校の調査書

２　入学検定料の額は、別に定めるところによる。

３　出願の期日は、毎年、学長が別に定める。

（選抜試験及び入学許可）

第 27 条の２　学長は、前条の規定により入学出願手続を行った者に対して選抜試験を行い、これに合格し、所定の入学手続きを行った者に対して、入学を許可する。
２　学長は、前項の許可について決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

（入学手続）
第 28 条　前条の規定により選抜試験に合格し、本学に入学しようとする者は、入学手続の期日までに次に掲げる書類（以下「入学手続書類」という。）を学長に対して提出し、及び第 40 条第１項に定める入学金、授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。
(1)　誓約書
(2)　個人情報保護に関する承諾書
(3)　住民票記載事項証明書
(4)　前３号のほか、学長が定めるもの
２　学長は、第１項の手続きを所定の期日までに行わない者に対して、入学の許可を取消すことができる。

（誓約書）
第 29 条　前条第１項第１号に掲げる誓約書を提出する者（以下本条において「本人」という。）による署名及びその保証人１人による連署を必要とする。
２　前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
３　保証人は、本人が本学に在学している期間、本人に関する一切のことについて、責任を負う。
４　本人は、保証人が死亡し、又はその他の事由により保証人としての責任を果たす能力を失ったときは、新たに保証人を定め、遅滞なく学長に対して誓約書を提出しなければならない。

（入学許可書及び学生証）
第 30 条　学長は、入学手続きを完了した者に対して、入学許可書を交付する。
２　学長は、本学に入学した学生に対して、その入学と同時に学生証を交付する。
３　学生証に関する事項は、別に定める。

（転学部、転科及び転コース）

第 31 条　学生は、転学部又は転コースをしようとするときは、別に定める手続きを経なければならない。

（進級要件）

第 32 条　進級は所定の単位を修得しなければならない。

２　進級要件は別に定める。

（休　学）

第 33 条　疾病その他のやむを得ない事由（以下「休学事由」という。）により休学しようとする学生は、学長に対し、休学願を提出しなければならない。

２　前項の休学願には、保証人の連署を必要とする。

３　休学は、１年を超えてすることができない。

４　前項の規定にかかわらず、学長は、特別の理由によりやむを得ないと認めるときは、学生の願により、休学の期間（以下「休学期間」という。）を更に１年延長することを認めることができる。ただし、休学期間は通算して４年を超えることができない。

５　休学期間は、第４条に規定する在学年数に算入しない。

（復　学）

第 34 条　学生は、休学期間の満了又は休学事由の消滅により復学しようとするときは、学長に対して復学願を提出し、その許可を得なければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の復学願について準用する。

３　第１項の場合において、休学事由が疾病であったときは、前項の復学願には、医師の作成した当該疾病が治癒したことを証する書類を添付しなければならない。

（退　学）

第 35 条　学生は、やむを得ない事由により退学しようとするときは、学長に対し、退学願を提出しなければならない。

２　第 33 条第２項の規定は、前項の退学願について準用する。

（除　籍）

第 36 条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1)　第４条第１項の規定による在学期間を経過してなお卒業することができない者で、同条第２項の規定により該当する者以外の者

(2)　第 33 条第４項の規定による休学期間を経過してなお復学することができない者

(3)　正当な事由なく授業料その他の納付金を滞納し、督促してもこれを納入しない者

(4)　死亡した者

２　前項第３号に該当する者に対する除籍は、その事由となった未納金に係る学期の始期の前日にされたものとみなす。

（再入学）

第 37 条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、その退学又は除籍のときから２年以内に本学への再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いて、その者の再入学を許可することができる。

(1)　第 35 条の規定により退学した者

(2)　第 36 条第１項第２号又は第３号に該当し、同条の規定により除籍された者

(3)　第 61 条の規定により退学の懲戒処分を受けた者で、その懲戒事由が消滅した者

２　前項の許可を受けようとする者は、学長に対し、再入学願を提出し、及び別に定める再入学料を納付しなければならない。

３　第 33 条第２項の規定は、前項の再入学願について準用する。

４　第１項の許可を受けた者（以下「再入学者」という。）の再入学の時期は学期の始めとし、再入学者の再入学時における年次は退学時又は除籍時の年次とする。ただし、退学又は除籍の時点において進級のための要件を満たしていたときは、再入学時における年次は、進級後の年次とする。

５　再入学前の在学年数及び休学期間は、再入学後の在学年数及び休学期間に加算するものとする。

６　再入学料に関する事項は、別に定める。

（転　学）

第 38 条　学生は、本学から他の大学に転学しようとするときは、学長に対して理由

書を添えて転学願を提出しなければなければならない。

（編入学）

第 39 条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、本学に編入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することができる。

(1)　短期大学を卒業した者

(2)　大学を卒業した者又は大学に２年以上在学し、所定の単位を修得した者

(3)　外国の学校教育における 14 年間の課程を修了した者

(4)　高等専門学校を卒業した者

(5)　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第 90 条第１項に規定する者に限る。）

(6)　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者（但し、法第 90 条に規定する入学資格を有する者に限る）

２　前項の許可を受けた者の編入学の時期は、学年の始めとする。

３　編入学した者の在学年数及び既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

第７章　入学金、授業料及びその他の納付金

（納付金）

第 40 条　本学への入学を許可された者は、別に定める入学金並びに授業料、教育充実費及び施設設備費を納入しなければならない。

２　本学に在籍する者は、授業料、教育充実費及び施設設備費を納入しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、学校法人名古屋自由学院が設置する本学大学院、学部、留学生別科、短期大学部、名古屋自由学院短期大学又は名古屋芸術大学保育専門学校（以下「関連大学等」という。）のいずれかに在籍したことのある者が本学に入学する場合にあっては、その者に対して入学金の納入を全額免除する。ただし、科目等履修生、研究生又は研修生又はディプロマ受講生等（以下「非正課生」という。）として在籍した者は除く。

（納入期日）

第 41 条　納付金は、学長が定める納入期日までに納入しなければならない。

２　学長は、納入期日までに授業料、教育充実費及び施設設備費を納入しなかった者（以下「滞納者」）があるときは、その滞納者が納付金を納入するまでの期間、当該滞納者に対し諸証明の発行を停止し、並びに授業及び試験への出席及び図書館の利用を禁止することができる。

（納付金の返還）

第 42 条　納入された納付金は、原則として返還しない。ただし、入学手続きを完了した者が本学の定める期日までに学長に対して入学辞退届を提出したときは、既に納付された授業料、教育充実費及び施設設備費を返還するものとする。

２　入学辞退届の提出期日は、学生募集要項等にて周知するものとする。

（休学生の納付金）

第 43 条　第 33 条の規定により休学している学生（以下「休学生」という。）の休学期間が学期の全期間にわたるときは、当該休学生に対して授業料、教育充実費及び施設設備費の納入を全額免除する。

２　前項の場合において、授業料、教育充実費及び施設設備費の一部又は全部が既に納入されていた場合であっても、前条第１項本文の規定により、これらの納付金は返還しないものとする。

３　学生が学期の中途で休学する場合は、当該学期にかかる納付金を納入しなければならない。

４　休学者が学期の中途で復学する場合は、当該学期にかかる納付金を納入しなければならない。

５　第１項の規定により納付金を免除された休学生は、別に定める在籍料を納付しなければならない。

（復学、再入学又は留年時の納付金）

第 44 条　学生は、復学し、再入学し、又は留年したときは、その入学年度から継続して在学した場合の年次進行にかかわらず、当該学生が復学し、若しくは再入学し、又は留年した年次にかかる納付金を納めなければならない。ただし、卒業年度に留

年した学生の納付金については、別に定める。

２　編入学した者は、当該学年度の第１年次に入学した者と同じ入学金及び当該年度の編入年次の学生と同じ授業料、教育充実費及び施設設備費を納めなければならない。ただし、関連大学等のいずれかに在籍したことのある者（非正課生として在籍した者を除く。）が本学に入学する場合にあっては、その者に対して入学金の納入を全額免除する。

第８章　職員組織

（学長）

第 45 条　本学に、学長を置く。

２　学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（副学長及び学長補佐）

第 45 条の２　本学に、副学長及び学長補佐を置くことができる。

２　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故のあるとき又は学長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　学長補佐は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（図書館長）

第 45 条の３　本学に、図書館長を置く。

２　図書館長は、本学附属図書館に関する業務を統括し、教育研究の発展に尽力するものとする。

（学部長）

第 46 条　各学部に、学部長を置く。

２　学部長は、その学部に関する校務をつかさどり、学部を統轄する。

（学科長）

第 47 条　各学科に、学科長を置く。

２　学科長は、その学科に関する校務をつかさどる。

（その他の役職者）

第 47 条の２　第 45 条から前条までに規定するもののほか、本学には、必要な役職者を置くことができる。

（委任規定）

第 47 条の３　本章に規定するもののほか、本学に置く役職者に関する事項は、別に定める。

（教員）

第 48 条　本学に、教育職員（以下「教員」という。）として教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

２　第１項本文の規定にかかわらず、本学には講師を置かないことができる。

３　教授及び准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

４　講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

５　助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

６　助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

（教員組織）

第 48 条の２　本学は、その教育研究上の目的を達成するため、本学の教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く。

２　本学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成する。

３　第１項から前項までに規定するもののほか、教員組織に関する事項は、別に定める。

（事務職員及び技術職員）

第 48 条の３　本学に、事務職員を置く。

２　本学に、技術職員を置くことができる。
３　第１項から前項までに規定するもののほか、事務職員及び技術職員に関する事項は、別に定める。

（事務組織）
第 48 条の４　本学は、事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設ける。
２　事務組織に関する事項は、別に定める。

第９章　学長室会議、全学運営会議及び教授会

（学長室会議、全学運営会議及び教授会）
第 49 条　本学に、学長室会議、全学運営会議及び学部教授会その他の法第 93 条第１項に規定する教授会を置く。
２　学長室会議、全学運営会議及び学部教授会その他の教授会に関する事項は、名古屋芸術大学組織規程で定める。

第 10 章　附属図書館

（附属図書館）
第 50 条　本学に、附属図書館を置く。
２　附属図書館に関する事項は、別に定める。

第 11 章　委託生、単位互換履修生（特別聴講学生）、科目等履修生及び外国人留学生

（委託生）
第 51 条　学長は、国若しくは地方公共団体その他の行政機関又は外国政府から教育

を委託された者を委託生として教授会の意見を聴いて、受け入れることを許可することができる。

（単位互換履修生、科目等履修生）

第 52 条　学長は、本学の開講科目について履修を志望する者があるときは、その者に対して単位互換履修生（特別聴講学生）又は科目等履修生として当該科目を履修することを許可することができる。

２　学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

３　単位互換履修生（特別聴講学生）及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第 53 条　学長は、外国人留学生で、本学の開講科目のうち１又は複数の科目について履修を志望する者があるときは、これを許可することができる。

２　学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

３　外国人留学生に関する事項は、別に定める。

（準用規定）

第 54 条　委託生及び科目等履修生については、第４条、第５条、第 12 条から第 15 条までの各条、第 16 条第３項、第 20 条第５項及び第６項、第 21 条第２項、第５章各条、第 31 条から第 34 条、並びに第 37 条から第 44 条までの各条の規定を除き、この学則の条項を準用する。

第 12 章　研究生

（研究生）

第 55 条　学長は、学部において高度な専門技術及び理論について研究しようとする者に対して、教授会の意見を聴いて、研究生として入学することを許可することができる。

２　研究生の入学は学年又は後期の始めとし、その修業年限は１年間又は６ヶ月間とする。ただし、学長は、その在学期間を通算３年まで延長することができる。

３　研究生の定員及び入学資格その他研究生に関する事項は、別に定める。

４　研究生として本学に入学しようとする者は、学長に対し、願書を提出し、及び入学検定料を納入しなければならない。
５　研究生として入学の許可を受けた者は、入学金並びに在籍料及び施設設備費を納入しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者及び研究生の在籍延長者に対しては、入学金の納入を免除する。
６　前各号に定めるもののほか、研究生に関する事項は、別に定める。

第 13 章　厚生保健施設

（保健室）
第 56 条　本学に、保健室を設ける。
２　保健室は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　学生及び職員の健康相談に応ずること。
(2)　疾病を予防するために必要な措置を講じること。
(3)　必要に応じて救急処置を行うこと。

（健康診断）
第 57 条　本学は、学生及び職員の健康保持のため、毎年、これらの者に対して健康診断（レントゲン検査を含む。）を行う。

（厚生施設）
第 58 条　本学に、厚生施設を設ける。
２　厚生施設に関する事項は、別に定める。

第 14 章　表彰及び懲戒

（表彰）
第 59 条　学長は、学生として表彰に値すると認める行為があったときは、これを表彰する。
２　学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

３　前項の表彰に関する事項は、別に定める。

（懲戒）

第 60 条　学長は、教育上必要があると認めるときは、学生を懲戒することができる。

２　学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

３　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

（懲戒事由）

第 61 条　退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当の理由がなく、出席が常でない者

(4)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 15 章　補則

（補則）

第 62 条　この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

（学則の改廃）

第 63 条　この学則の改正は、全学運営会議の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附　則

この学則は、昭和 45 年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正学則は、昭和 46 年４月１日から施行する。

２　この改正学則施行の際、現に在学する学生の既に修得した科目はなお従前の学則において、それぞれ修得したものとみなす。

附　則

この改正学則は、昭和 47 年４月１日から施行する。

附　則

この改正学則は、昭和 48 年４月１日から施行する。

附　則

この改正学則は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

1　この改正学則は、昭和 49 年４月１日から施行する。
2　昭和 49 年３月 31 日以前に入学した者の授業料は、従前納入されていた額とする。

附　則

1　この改正学則は、昭和 50 年４月１日から施行する。
2　昭和 50 年３月 31 日以前に入学した者の授業料は、従前納入されていた額とする。
3　この改正学則施行の際、現に在学する学生の既に修得した科目はなお従前の学則において、それぞれ修得したものとみなす。

附　則

1　この改正学則は、昭和 51 年４月１日から施行する。
2　昭和 51 年３月 31 日以前に入学した者の授業料は、従前納入されていた額とする。

附　則

1　この改正学則は、昭和 53 年４月１日から施行する。
2　昭和 53 年３年 31 日以前に入学した者の授業料は、従前納入されていた額とする。

附　則

1　この改正学則は、昭和 54 年４月１日から施行する。
2　昭和 54 年３月 31 日以前に入学した者の納付金は、従前納入されていた額とする。ただし、改正納付金は、昭和 54 年４月 1 日以降に入学した者に適用する。
3　この学則改正の際、音楽学部専門教育科目中、楽式論については、現に在学する

音楽学部学生に適用する。

附　則

1　この改正学則は、昭和 55 年４月１日から施行する。

2　この改正学則施行の際、現に在学する学生の既に修得した科目は、なお従前の学則において、それぞれ修得したものとみなす。

附　則

1　この改正学則は、昭和 56 年４月１日から施行する。

2　この改正学則施行の際、現に在学する学生の既に修得した科目は、なお従前の学則において、それぞれ修得したものとみなす。

附　則

1　この改正学則は昭和 57 年４月１日から施行する。この学則の適用は昭和 57 年度入学者からとする。

2　この改正学則施行の際現に在学する学生は従前の学則を適用する。

附　則

1　この改正学則は、昭和 58 年４月１日から施行する。この改正学則は、音楽学部授業科目のうち指揮法演習、オルガン奏法特論及び器楽特殊研究の三授業科目を除き、昭和 58 年度入学者より適用する。

2　この改正学則施行の際、現に在学する学生には附則 1 の三授業科目を除き、従前の学則を適用する。

3　改正学則第 41 条に定める納付金は、昭和 58 年４月１日以降に入学した者に適用し、昭和 58 年３月 31 日以前に入学した者には適用しない。

附　則

1　この改正学則は、昭和 59 年４月１日から施行する。この改正学則の適用は昭和 59 年度入学者からとする。

2　この学則改正施行の際、現に在学する学生は従前の学則を適用する。

3　改正学則第 41 条に定める納付金は、昭和 59 年４月１日以降に入学した者に適用し、昭和 59 年３月 31 日以前に入学した者には適用しない。

附　則

1　この改正学則は、昭和 60 年４月１日から施行する。この改正学則の適用は昭和 60 年度入学者からとする。

2　この学則改正施行の際、現に在学する学生には第 15 条を除き従前の学則を適用する。

附　則

この改正学則は、昭和 61 年４月１日から施行する。この学則の適用は昭和 61 年度入学者からとする。

附　則

1　この改正学則は、昭和 62 年４月１日から施行する。この学則の適用は昭和 62 年度入学者からとする。

2　この改正学則施行の際、現に在学する学生については、教授会が別に定める場合を除いては従前の学則を適用する。

附　則

1　この改正学則は、昭和 63 年４月１日から施行する。この改正学則の適用は昭和 63 年度入学者からとする。

2　この学則改正施行の際、現に在学する学生については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附　則

1　この改正学則は平成元年４月１日から施行する。この改正学則の適用は平成元年度入学者からとする。

2　この学則改正施行の際、現に在学する学生については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附　則

1　この改正学則は平成２年４月１日から施行する。この改正学則の適用は平成２年

度入学者からとする。
2　平成元年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附　則

1　この改正学則は、平成３年４月１日から施行する。この改正学則の適用は平成３年度入学者からとする。ただし、平成２年度以前の入学者については第 37 条２及び第 38 条は平成３年４月１日から適用し、第 44 条項に限り、平成４年４月１日から適用する。
2　平成２年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附　則

1　この改正学則は、平成４年４月１日から施行する。
2　この改正学則の適用は平成４年度入学者からとする。ただし、第５条の規定にかかわらず平成４年度から平成８年度までの入学定員は次のとおりとする。

音楽学部	器楽科	75 名
美術学部	絵画科	80 名
	彫刻科	25 名
	デザイン科	115 名

3　第 24 条については、平成３年９月 14 日から適用する。
4　平成３年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附　則

1　この改正学則は、平成５年４月 1 日から施行する。この改正学則の適用は平成５年度入学者からとする。
2　平成４年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附　則

1　この改正学則は、平成６年４月 1 日から施行する。この改正学則の適用は平成６

年度入学者からとする。
２　平成５年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附　則

１　この改正学則は、平成７年４月１日から施行する。この改正学則の適用は平成７年度入学者からとする。
２　平成６年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。ただし、編入学した者は、編入学年度から遡って第１年次に入学した者と同じ入学年度と見なす。

附　則

１　この改正学則は、平成８年４月１日から施行する。この改正学則の適用は平成８年度入学者からとする。
２　平成７年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。ただし、編入学した者は、編入学年度から遡って第１年次に入学した者と同じ入学年度と見なす。